

1. 令和3年（2021年）11月16日 午前11時

豊中市教育委員会会議を豊中市役所（第二庁舎 大会議室）に招集する。

2. 本日の出席委員等

教	育	長	岩	元	義	継						
教	育	長	職	務	代	理	者	山	野	佳	世	子
委	員	橋	本	和	明							
委	員	森	由	香								
委	員	赤	尾	勝	己							
委	員	松	本	裕	美							

3. 本日の議事日程

第1	議事録署名委員の指名について
第2	前回議事録の承認について
第3	教育長等の報告について
第4（議案第41号）	豊中市放課後こどもクラブ会費の徴収に関する条例 施行規則の一部を改正する規則の設定について
第5（議案第42号）	令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すく すくウォッチ）の参加について
第6（議案第43号）	一般職の任期付職員の採用に関する規則第2条第1 項等の規定に基づく市長への協議の申し入れについ て
第7（議案第44号）	令和3年度（2021年度）豊中市一般会計補正予 算見積要求について
第8	その他

4. 本日の出席事務局職員

事務局 長	小野 雄 慈
教育 監	道上 博 行
理事	中尾 栄 一
次 長	正岡 由 佳
教育総務課 長	森田 宏 人
教育総務課 主幹	大野 章
教育総務課 長補佐	松村 有
教育総務課 長補佐	藪 幸 也
学校施設管理課 長	蓮池 勝
社会教育課 長	大澤 亮 太
社会教育課 主幹	清水 篤
学校給食課 長	江川 勉
読書振興課 長	須藤 有 美
読書振興課 主幹	川上 薫 子
教職員課 長	森山 幸 雄
教職員課 主幹	湯浅 安 由 里
教職員課 主幹	小渡 豊
学校教育課 長	田中 克 嘉
学校教育課 主幹	藤崎 直 紀
学校教育課主幹兼課長補佐	野田 一 広
学校教育課 主査	北村 建 一
児童生徒課 長	杉山 眞 紀
豊中市教育センター主幹	森 眞 理 子
学び育ち支援課 長	岡本 淳 子
学び育ち支援課 主幹	津田 晋
次長兼中央公民館館長	弘中 伸 明

5. 本日の書記

教育総務課総務係 長	具志堅 興 紀
教育総務課 主事	藤田 将 輝

— 議 事 —

岩元教育長

ただいまから教育委員会会議を開催します。

まず、本日の教育委員会会議の進行について教育委員の皆様にお諮りします。新型コロナウイルスの感染予防による会議時間の短縮を図るため、本日の会議の進行については、議事日程の朗読や議案等の朗読は省略したいと思いますがお異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

それでは本日の会議の進行は、議事日程の朗読や議案等の朗読は省略させていただきます。本日の会議の成立要件をご報告ください。

具志堅書記

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席されていますので、本日の会議は有効に成立していることを報告いたします。

岩元教育長

本日の議事日程については、議案書の1頁に記載のとおりです。

橋本委員

動議を提出いたします。

日程第6及び日程第7の2案件につきましては、人事行政の公正かつ適切な執行の確保と市において調整・検討を要する意思形成過程の案件であることから秘密会で審議することの動議を提出いたします。

また、このことに伴いまして、議事運営を効率的に行うため、日程第8の案件につきましては、日程第6及び日程第7の案件に先んじて行うよう議事順序の変更動議を提出いたします。

岩元教育長

ただいま、日程第6及び日程第7の2案件について、秘密会で審議すること、また、議事運営を効率的に行うため、日程第8の案件につきまして、日程第6及び日程第7の案件に先んじて行うよう議事順序の変更動議が提出されましたが、これについてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議がないので、日程第6及び日程第7の案件について、秘密会で審議すること、また、議事運営を効率的に行うため、変更動議のとおり議事順序を変更することを決定いたします。

日程第1・「議事録署名委員の指名」につきまして、今回は山野委員と橋本委員をお願いいたします。

日程第2・「前回議事録の承認」につきましては、既に会議録を委員の皆様配布しており、署名委員のご署名を頂いておりますので、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議がございませんので、前回議事録の承認につきましては原案のとおり承認することにいたします。

続きまして日程第3・「教育長等の報告について」を議題といたします。事務局より報告させます。

小野事務局長

私から5点、報告いたします。

まずは新型コロナウイルス感染症についてです。現在市内の小中学校では、10月21日に開催された、大阪府の本部会議の内容に基づき、基本的な感染症対策の徹底を実施した上で、通常の学校運営を行っております。11月14日現在、本市の累計感染者数は7,683人で、学校関係者の状況は、先月の教育委員会会議以降、昨日まで、のべ、小学校5校、中学校3校で合計9人の陽性者が確認されまし

たが、臨時休業は行っておりません。

2点目は、理科展の実施についてです。「科学のまち豊中推進事業」として例年、教育センターにて、豊中市立小中学生理科展が開催されておりましたが、今年度も昨年同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、審査会のみ、実施いたしました。小・中学校に提出された児童・生徒の理科自由研究作品8,324点の中から、各校が推薦した代表作90点を審査対象とし、大阪大学総合学術博物館の永田館長と上田教授に会場頂き、大阪府学生科学賞に出品する12作品、及び、南部陽一郎賞、大阪大学総合学術博物館長賞等の選考を行いました。11月20日（土）に教育センターで表彰式を執り行う予定です。

3点目は、公民分館における文化祭・体育祭の実施状況についてです。公民分館の体育祭につきましては、全41分館中、1分館のみが実施され、参加者の年齢層ごとに様々な測定種目を設定する体力測定が行われました。また、公民分館の文化祭につきましては、11月16日現在で全41分館中6分館が実施済、又は実施中で、4分館が今後実施予定となっています。各分館それぞれが、規模を縮小することや、地域の方の作品展示を中心とすること、会場内での飲食を控えるなど、様々な工夫を凝らし、感染対策を行った上で開催されておられます。また、2つの分館では、オンライン文化祭を行っており、地域で活動している方々の作品や活動風景の動画等が公開されています。

4点目は、社会教育功労者表彰の受賞についてです。長年、本市の社会教育の振興に貢献頂いている渡邊美代子さんが、文部科学大臣より社会教育功労者表彰を受賞されました。渡邊さんは、平成8年から22年間、上野公民分館長を務められ、また平成11年から現在に至るまで人権教育推進委員協議会副会長を、平成19年からは社会教育委員、26年からの3年間は、社会教育委員会副議長を務められました。この他、本市の審議会、協議会の委員に多数就任されるなど、数々の経験から得られた知識を生かし、本市の発展に寄与されました。こうした功績が認められ、11月5日文部科学省旧庁舎にてオンライン表彰式が行われました。

最後にコロナ禍における本市の小中学校の状況についてです。令和3年4月から10月までの学校関係者コロナ陽性者数は、小中学校、教職員を合わせて、528人となっています。学校休業は2校、学年休業は2校2学年、学級休業は4校5学級で行いました。コロナ不安により、出席停止（1日以上）申し出があった児童は、637人、生徒は304人となっています。不登校の状況については、8月末時点で小学校112人、中学校239人となっており、昨年と比べるといずれも増加しています。修学旅行、林間学舎などの状況については、行先を変更する、

日帰りで行うなど、各校工夫をしながら行っており、11月16日現在で修学旅行については、小学校21校、中学校16校で実施済です。運動会、体育祭については、11月16日現在で、中学校は全て実施しています。小学校も残り2校となっており、いずれも実施予定です。四中夜間学級については、中止となっています。部活動の状況については、緊急事態宣言中に原則休止としていた時期もありましたが、現在は制限を設けず感染拡大防止対策の徹底を図りながら実施しています。ICTを活用した学習状況については、授業以外でも例えば、校外学習でのタブレット使用や運動会、体育会、個人懇談や参観授業のオンライン配信を実施するなど、各校で工夫をしながら、行われています。また、各学校において、臨時休業に備えてオンライン授業や各種ソフトの活用についても検討しています。

岩元教育長

ただいまの報告について何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

それではご質問等がないようですので教育長等の報告についてを終了することといたします。

続きまして日程第4・議案第41号・「豊中市放課後こどもクラブ会費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則の設定について」を議題といたします。

内容の説明をお願いいたします。

森田課長

議案第41号「豊中市放課後こどもクラブ会費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則の設定」について、内容のご説明を申し上げます。議案書の2頁及び3頁と併せまして議案参考資料(1)の1頁をお開き願います。

本件は、令和4年度の放課後こどもクラブ新規入会受付分より、月の途中で入会要件を満たす、または失うこととなった場合の児童の受入れにかかる運用を見直すことに伴い、豊中市放課後こどもクラブ会費の徴収に関する条例施行規則の一部改正を行うものでございます。

現在の運用では、保護者が月の途中から就職されたり、入院が始まったり、育休から復帰されるなどして、放課後こどもクラブの入会要件をみたされた場合は、事

由が発生した日からしか入会・利用開始ができないこととしております。その一方で、毎月16日以降に入会された場合には、規則第2条第2項第2号の規定により、当該月の会費を半額としております。

しかしながら、保護者にとって新たな環境の変化はストレスとなるうえに、児童の保育環境の変化が同時に押し寄せることとなります。そこで、入会要件を満たす見込みの月に、先行して当該月の1日から入会・利用できるよう運用を見直し、児童の保育環境については先行して助走期間を設けることにより、受け入れ体制を整え、安心感を持った状態で保護者自身の新たな環境への移行を支援できるよう、運用を見直します。また、月途中に入会要件を失った場合にも、当該月の末日まで在籍・利用できることとし、ソフトランディングできるよう運用を見直します。これに伴い、規則第2条第2項の規定も見直しを行うものでございます。

この見直しの副次的効果として、入退会事務や会費更正事務のスリム化が図られるものと考えております。

なお、児童の病気・ケガ等の理由で、1か月単位で開設日の半数以上を引き続き出席できなかった場合や、新型コロナウイルス感染症の陽性者の濃厚接触者として自宅待機が必要となり、学校が14日以上出席停止となったことに伴い、放課後こどもクラブを休室した場合の半額返金については、制度を継続いたします。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岩元教育長

ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

それでは、ご質問等がないようですので、議案第41号・「豊中市放課後こどもクラブ会費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則の設定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議がないようですので、日程第4・議案第41号・「豊中市放課後こどもク

ラブ会費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則の設定について」、原案のとおり決定することにいたします。

つづきまして、日程第5・議案第42号「令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）の参加について」を議題といたします。

内容の説明をお願いいたします。

森田課長

議案第42号「令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）の参加について」内容のご説明を申し上げます。議案書の4頁とあわせまして、議案参考資料（1）の2頁から15頁までをお開き願います。

このすくすくウォッチは、大阪府内の公立小学校5年生、6年生を対象に、令和3年度から大阪府教育委員会により実施されておりました。今年度、本市も参加し、現在、分析や結果の活用・振り返りなどを各校において進めております。

議案参考資料（1）の2頁から7頁までは、「令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）実施要領」でございます。

すくすくウォッチの実施趣旨・目的は、「子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけること」でございます。

すくすくウォッチの内容については、5年生が国語、算数、理科、教科横断的な問題及び児童アンケートで、6年生は教科横断的な問題及び児童アンケートとなっております。

教科横断的な問題については、「わくわく問題」と呼称しておりました。教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題です。

また、5年生、6年生の学級担任及び当該学年の関わる教員を対象としたアンケートも実施されます。

すくすくウォッチの実施期間は令和4年（2022年）4月18日から4月26日までです。なお、この期間内に、小学校6年生、中学3年生を対象とした全国学力・学習状況調査の実施が予定されております。

問題及び児童アンケートの時間につきましては、国語・算数・理科はそれぞれ20分、わくわく問題は40分、児童アンケートは20分程度です。

なお、すくすくウォッチの実施結果については、大阪府教育委員会が分析を行い、今後の取り組みの参考となる分析資料が提供されます。

また、結果の公表については、大阪府教育委員会が大阪府全体の状況及び市町村の状況について公表することとしています。

議案参考資料（１）の８頁から１５頁までは、今年度のすくすくウォッチの児童アンケート説明資料及び結果概要でございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岩元教育長

先月の教育委員会会議におきまして、この大阪府のすくすくウォッチに参加をすべきでないとの請願について議論をさせていただきました。参加に向けては様々なメリット・デメリットが考えられ、デメリットのところではアンケートの項目数が多いという点が、請願者からも、委員からもご意見があったものと思います。

一方のメリットに関しましては、児童一人ひとりの個々の学力の振り返りや理解度を明らかにすることができるといった点や、先生にとっても授業の改善に繋げることができるといった点、委員からはテストの内容自体が良問であったとご指摘いただいたことと思います

事務局の方で課題や問題点について、改めて何か考えがあればお願いします。

田中課長

前回の会議以降、各学校で分析等が進んでおりまして、全国学力・学習状況調査とは趣旨や問題内容等が全く異なっており、授業改善等につなげていくために各学校が取り組みを進めています。また、児童一人ひとりの強みや弱みが記載されたすくすくウォッチシートという名称の個人票が提供されることによって、それぞれの振り返りに繋がっているといった報告を学校から受けております。

一方、課題につきましては、やはりアンケートの設問の多さによる負担増についての意見が多く寄せられています。また、アンケート内容について、どちらの回答が良として想定しているのかわかりにくいものがあるということ、設問そのものが不要なものもあるのではないかといった意見がありました。今後、大阪府教育庁に要望等を行うためにも、より詳細な意見について各学校から聞き取りを行って参りたいと考えています。

森委員

議案参考資料（１）の１１頁に「未来に向かう力」、「好奇心」のレーダーチャートに関して、豊中市の結果は１４頁に記載されていますが、そこでは豊中市の児童

全体の回答のみとなっています。一人ひとりのチャートは作成されないのでしょうか。

田中課長

チャートに関して児童一人ひとりのものを頂けるとは聞いておりません、全体分のみであると思われます。

森委員

11頁の文章からは、大阪府ではこのチャートによって一人ひとりの強みを示すことを目的としている様に見受けられますが、豊中市ではそうされないという判断をされたということでしょうか。市全体のものだけが反映されていることに何か意味や意図があるのでしょうか。

田中課長

ご指摘のとおり、11頁には一人ひとりの強みを示すと記載されております。個人分の提供があるのかなど、再度確認いたします。

森委員

前回の会議の中で、アンケートの設問数の多さから20分で回答することは児童にとって負担であるといった議論があったことについて。次年度の参加に向けて大阪府に対しては何かの形で伝えてらっしゃるのでしょうか。

田中課長

大阪府教育庁の所管課である市町村教育室小中学校課とは、担当者レベルのやり取りは行っております。本日の会議で参加・不参加を決定すること、それに向けてこれまでに様々な課題の意見を受けていること等はお伝えしております。最終的な要望等の内容・手法等については明日以降検討し、要望等を進めて参ります。

山野委員

アンケートに関して9, 10頁を見ると例えば「粘り強さ」、「ぶれない心」といったように内容が重複しているような設問が見受けられます。それらは参考文献等に基づいた、児童心理学上はふさわしい設問であるのだろうとは思いますが、その辺りについてどう整合性を図っていくのかは、具体的に協議を行わないと、改善

には進んでいかないのかと思います。また、10頁の「落ち着き」について、この設問で判断できるのかを疑問に思います。学術的な分析の部分と実際の回答は子どもたちが膨大な量を短時間で回答した内容となることのバランスについて、もう少し整合性を調べて頂いて、まとめることができるものはまとめて頂ければと思います。

森委員

前回の議論の際からアンケート内容の抜粋を見て感じていましたが、設問に対して、こちらの回答の方が望ましいのではないかといった判断のもとで回答されている可能性があるのではないのでしょうか。また、それが良いことなのか疑問に思います。国連からも指摘を受けているように、特に日本の若者は同調圧力が強く、自らの気持ち・態度を出す事よりも他人に気を遣うことが求められがちであると思います。私は、感情を出すことは悪いことではないと考えていますので、感情のコントロールを早くから覚えさせることが本当にいいことなのか気になるところです。

赤尾委員

アンケート内容の内、9頁に記載されている「目標に対してぶれない心」というものですが、この設問ではそれまでやってきたことを継続することのみをよしとされているように思います。継続することも重要ですが、一方で、様々な外的要因によっては臨機応変に変更することが必要となることもあるかと考えます。アンケートを作成された方々の人間観が問われるのもしれません。

橋本委員

「ぶれない心」や「粘り強さ」といったものは、アンケート結果について因子分析を行う上でのネーミングであり、そこには研究者の何かしらの意図があるのだろうと考えます。しかしながら、各委員のご指摘のとおり分類がわかりにくいところが感じられます。これらの分析手法が実際にどの程度効果があるのか、また、効果検証を大阪府がどの程度行った上で今回のアンケートを実施されているのかについては一度確認して頂ければと思います。

松本委員

アンケートの回答にあたっては、回答者の主観が大きく影響し、子どもたちによ

ってはアンケートの内容を厳しくとらえる子もそうでない子もいることと思います。そのため、アンケートの回答だけをもって子どもたちの特性とするのはどうかと感じました。子ども達の回答に対して、普段から子ども達を見ている親や先生からは違うように見えることもあると思いますので、普段から子ども達を見ている者の気づきがどこかにあればいいのではないかと思います。

橋本委員

松本委員のご意見からも、このアンケートでは一人ひとりの特性が出しにくく、各学年や地域ではこういう傾向があるといった程度に留まるのではないかと思います。このアンケートだけを持って、この子は好奇心が高かったという風には出せないアンケートで、逆に一人ひとりについての結果を出すことはよくないのではないかと感じます。

山野委員

全国学力・学習状況調査の中でも生活状況調査というものがあり、そちらでも夢がある、目標があるといった設問が設けられているため、私が学校現場にいた際には、それら肯定的な回答の伸び率を経年的に見ていくことで、学年ごとの分析を行っていました。しかしながら、このアンケートでは同じ様に経年変化をみることができると疑問に思います。回答結果を今後どのように活用するのか、その辺りをもう少し確認して頂ければと思います。

岩元教育長

各委員より様々なご意見を頂きましたけれども、これらに対して事務局からは何かございますでしょうか。

田中課長

大阪府教育庁と各設問について個別にやり取りをした際には、個別の設問意図などは確認できております。一方で、設問1問当たりの回答時間を平均15秒かけることができない状況において、どこまで設問の意図を反映・実現できるのかなど、アンケートの内容・数の設定については疑問に思うところもあります。ただし、山野委員のご意見のとおり、経年変化を見ていくとするならば頻繁に内容を変更することは望ましくないと考えます。この辺りについては、今後大阪府教育庁に対して意見の提供を行って参りたいと考えています。

岩元教育長

課題を含めた沢山のご意見を頂きましたが、一方で前回の会議でもあったとおり、わくわく問題では教科横断型の良問が設定されており、それによって理解の振り返りや授業改善に繋がるといったメリットについても認識を共有していることと思います。そのため、挙げられたような課題については継続して大阪府に提示し、改善を求めていくこととし、来年度の実施に対しては、原案のとおり参加したいと考えますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議がないようですので、日程第5・議案第42号・「令和4年度大阪府新学テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）の参加について」、原案のとおり決定することにいたします。

つづきまして、日程第8・「その他」といたしまして、「部活動を目的とした就学校の変更について」を、事務局より報告のうえ、意見交換を行います。

それでは、内容の説明をお願いいたします。

森田課長

こちらの案件は、部活動を理由に就学校を変更することについて、先月の教育委員会会議から継続してご意見をいただくものとなります。

先月以降、中学校の校長と意見交換を行いました。主な意見としましては、「部活動を表向きの理由として、実際は他の理由で学校を選択するケースが発生するのではないか」、「結果として、学校の自由選択制になってしまうことが想定される」、「国が認めているのは、過疎化の進む地域において部活動の維持が困難であり、そもそも通学時間も長いような場合の事例が多いのではないか」といったものがございました。

前回の会議でのご意見、校長会でのご意見、また、他市事例を踏まえまして、部活動を理由に就学校を変更するメリット・デメリットを整理しましたところ、メリットは児童生徒の自己実現に資することができるということが挙げられます。一方のデメリットとしましては、顧問の教職員の人事異動により次年度以降の活動が担保されていないこと、勝利至上主義にはしり有力部活に希望者が集中すること、就学校変更時の理由が部活動目的かどうか判断が難しいこと、元々の地域コ

コミュニティとの過疎化が進むといったことが考えられます。これらを総合的に勘案した結果、教育委員会としては従来通り部活動を目的とした就学校の変更を認めないという風に考えております。

しかしながら、一方で希望する部活動に子どもたちが取り組む環境を提供する必要はあると考えますので、部活動の在り方について学校運営改革プロジェクトチームより報告いたします。

湯浅主幹

他校の部活動に参加することについて、各委員のご意見や参加する場合の課題等について、本日のみではなく今後も継続して議論させていただきたいと考えております。

他校の部活動に参加することについての課題等について、メリットとしましては自校に希望する部活動がない場合でも機会を与えることができるといったものが挙げられます。一方の課題としましては、別の学校への移動時の安全確保、他校と一緒に練習を行っていても大会には他校と一緒に参加できないといった大会出場における制限、顧問や練習場所の確保等指導する側の学校の負担の増加、他校への移動・集合には時間がかかることから活動の開始時間が遅くなる又は土日等休みの日に練習せざるを得ない状況の発生、等が挙げられます。

また、校長との意見交換では「他校の部活動への参加を制度化した場合に柔軟な対応ができない」、「顧問が異動すると継続できない」、「顧問のなり手不足から、そもそも自校の部活動を継続すること自体が困難である」といった意見が挙げられました。

なお、当市における他校の部活動への参加に関する現状の取扱いとして、保護者から申し出があり往復の安全確保について保護者が責任を持つことや受け入れ側の顧問の体制等の課題をクリアできる場合に限り、例外的に他校の部活動に参加する例があります。

岩元教育長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

赤尾委員

課題について2点確認願います。1点目は大会出場の制限について、中体連ではこれまでの1校単位での出場を、複数学校での連合体制で出場できるようになっ

たと聞きましたが、その辺りの状況はいかがでしょう。

2点目は校長との意見交換における顧問のなり手不足について、先生方の働き方改革の一環で、大阪市では部活動の外部指導員を導入したと思いますが、豊中市ではどうお考えでしょうか。

湯浅主幹

1点目の複数校合同での大会出場につきまして、中体連では種目により認められる場合がありますが基準は厳しいものとなっております。具体的には、部員数が少なく、単独ではチームが組めない学校が集まって初めてチームが組める場合のみ合同での出場が可能となり、また、仮に合同チームを構成する学校で希望者増加により単独でチーム結成人数を満たすようになった場合には合同チームから除外される必要があります。

2点目の顧問のなり手につきまして、現状では自身が競技・指導したことがないような種目でも顧問とならざるを得ない状況があります。それに対して当市では、交通費程度の謝礼金による部活動指導協力者を導入し、顧問となる教員の補助を行って頂いております。また、それとは別途、部活動指導員について来年度導入を検討しております。この部活動指導員は、先の部活動指導協力者とは異なり、補助ではなく、顧問として雇用することで大会の引率等も可能となります。

森委員

意見交換の中で、制度化により柔軟な対応ができないとされていますが、現時点で制度化とはどのような内容を想定されているのでしょうか。

湯浅主幹

意見交換時に具体的な制度要件について議論をしたわけではございませんが、他市事例では、自校に該当部活動が実施されておらず隣接校で実施されている場合に可能とする等の要件が見られます。その際、隣にもない場合更に隣が可能となるのか、また実際に半径何キロまでいけるのかといったように具体的なルール化が難しいことが考えられます。

岩元教育長

就学校そのものを変更することについて、部活動理由では認めないといった従来通りの取扱いに関しては、特にご意見がないようですので、このような取り扱い

としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ほかに何かご質問等ございませんでしょうか。

森委員

現状では、あくまで希望する生徒への個別対応となり、生徒が希望を発信することで他校での活動の可能性について提示されていることと思います。この場合、積極的に発信する子ども達に対しては何らかの対応が行われることとなりますが、恐らく多くの子ども達は自校に部活動がない時点で諦めてしまうのではないのでしょうか。実際、他校の部活動に参加されている知人がおられますが、他の知人からは他校への参加が可能なことを知らなかった、それであれば参加したかったといった声を耳にしたことがあります。

今後、制度化する場合には、他校への参加を全体に対して積極的に提示するのか、従来通り在籍校を原則とし、希望者にのみ個別に対応していくのか、その辺りも議論の俎上に乗ってくることと思います。先生方の負担も含めてよりよい方法を検討頂ければと思います。

赤尾委員

文部科学省による提示では、将来的に部活動を学校単位から地域へと移行することも考えられているようですが、その辺りはいかがでしょうか。

湯浅主幹

地域移行に向けては大きな課題が2つ考えられます。1つ目は地域のクラブからは中体連の大会に出場できないこと、2つ目は習い事のように指導を受けることが想定されるため保護者に費用負担の問題が発生することです。前者は文部科学省が積極的に中体連への働きかけを、後者も経済産業省が活発に費用負担に関する議論を、それぞれ行われているところです。そのため、その辺りの動向を踏まえて検討することが必要で、長期的な対応となることが想定されます。

岩元教育長

加えて、地域の受け皿として担い手や団体指導者が必ずしも地域に存在する訳ではないため、その辺りをどう構築するかという点も大きな問題として考えられます。

山野委員

部活動の顧問に関しては、校長からのお願いレベルによるもので、先生から、もうやりませんと言われてしまうと厳しい状況にあります。実際に、子どもたちの成長を楽しみながら活動する先生もおられれば、家庭の事情を抱えたり、或いは経験がないような先生でも他に人がいないから承諾いただくような状況も発生しています。また、自校で部活動がないことについて子ども達からは新設等の希望が寄せられることは割と多く、新設はできないまでも、管理職が引率のみ行うような状況もあります。地域移行についても、ヨーロッパでは一般的なものとなっているのに対して、様々な責任が発生するため昔からなかなか前に進まない状況にあります。今後の国の動向をみるしかないのが現実と考えますが、子どものためにどうするか、議論の中で探って頂ければと思います。

岩元教育長

自校に部活動のない場合の対応については今後も議論を継続していく必要があると思いますので本日はこの辺りで留めたいと思います。それでは、日程第8・「その他」についてを終了することにいたします。

以上で公開の会議は終わります。